

公立丹南病院組合職員定数条例

〔平成11年6月21日〕
〔条例第8号〕

(定義)

第1条 この条例で職員とは、組合に常時勤務する一般職の職員（臨時の職の者を除く。）をいう。

(定数)

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

管理者の事務部局の職員 5人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。